

〇〇万トン以上の出炭低下となったため、政府（通産省）が石炭各社に対し増産を厳命し、減産のままなら融資を中止する、とまでハッパをかけたことは周知のとおりである。

三井鉱山とくに三池炭鉱では、ことさらにその影響は深刻である。つまり「好条件にめぐまれながらの出炭低下はもつてのほか」という政府のヤリダマにもつともピツタリしているのは、ほかならぬ三池炭鉱だからである。

なぜなら、四月～八月間の全国出炭減一〇〇万トンのうち三池炭鉱だけで実に三五万トン以上を占め、三井鉱山としては年末までの融資約一八億円が中止されては困るからである。

註||当面の出炭低下については機関紙「みいけ」九月一日号を参照のこと。

## 2、政府の企業介入による無理おし増産政策

昭和三八年末の、いわゆる貝島再建方式では、政府の介入により「六億円の融資・三九億円の旧債務の五年間利子棚上げ・借入金五六億円の一〇年分割返済」という異例の措置がとられた。

この方式は、ことしに入り日炭高松・杵島・明治などにも適用されるに至り、政府の企業介入がいちじろしく強化されてきた。

さらに、いわゆる企業合同により将来の全国出炭のほとんどを四・五社巨大企業でおこなう、という構想さえとりざたされている。

もちろんこれは、資本の独占・集中化による高度な合理化政策であり、日本資本主義全体のための安定と繁栄を達成するためである。

しかしその反面、国家統制ないしは管理を装って、その実、労働者階級の抵抗を巧妙に抑圧しようというたくらみである。

このような背景があるため、三井鉱山といえども、将来の経営全般の展望をふくめて出炭低下をめぐる政府の増産指示を無視することは絶対にできないという泣きどころをもち、三池炭鉱ではとくにきびしい増産においこまれた状況となるのである。

註||①この介入は国家独占資本主義段階としての一特徴であり、独占資本のための体制的合理化政策そのものを示し、労働者階級や国民諸階層からの収奪は逆にいっそう強化されるだけだ。

②たとえば、貝島においては、再建合理化という名目で、賃金約一二％の三年間棚上げ・標準作業量一〇％引き上げ・期末手当の三期一〇、〇〇〇円強制・操業日安定というスト拘束などが強制された。

③また日炭高松においては、一〇〇億円の融資などによる再建合理化で四、三〇〇名の組合員が二、〇〇〇名にべらしをされ、賃金上昇率三％・期末手当二五、〇〇〇円・標準引き上げ・出勤向上などが強制された。

④いま杵島の再建合理化でも、一二億円の融資・七二億円の旧債棚上げなどのため、ほぼ日炭高松同様の労働諸条件切り下げが提案されている。

⑤企業合同については、地元では東庄と三化の合同が三井グループの再建などに関連し、すでに進行中のもようであり、各労働組合では、合理化強行必至として注目的となっている。

## 3、あわてた会社側の無理な増産態勢

たとえば、宮浦鉱においては、第二組合幹部が支部委員会に対して、毎週一回の大幅日（従来は月一回くらい）火・木・土曜日の残業拘束（一番方二番方は三〇分・三番方は二〇分）一番方上りの者の公休日採炭の実施などを提案した。

しかし、このような無理な増産強制は、宮浦鉱だけでなくやがて四山・三川両鉱に拡大されることはまちがいない。われわれは、このような増産・出炭第一主義の強行による保安サボや災害多発を絶対に許してはならない。

註||現に、宮浦鉱では、われわれは秋季・年末斗争方針を討議した第三回中央委員会（九月一九日）当日の公休日採炭で、第二組合員・松岡保さんの殉職犠牲がまたも冷酷に強要された。

## 二、出炭低下の原因は何か

とくに三池炭鉱における出炭低下をめぐって、会社側の諸工作が後記のように、いろいろと考えられるしその上、いよいよきびしい体制的合理化攻撃の正体をよく検討しなくてはならないので、われわれはこの段階で単純に「わが方は有利になった」とか「さぞ会社はよわつちよるだろう」と言って放置することは絶対にできない。

われわれは、出炭低下の真の原因について討議を深めたいとおもう。

### 1、合理化の矛盾・会社側の不法性

(1) 合理化とは能率引き上げ・利潤拡大である

われわれは三年前（昭和三七年四月）に確定し、いまも踏襲中の長期抵抗路線に基づく第一次行動方針の中で「資本主義的合理化のもとでは、ちょうど水が高い所から低い方に流れるように、労働者なら、たとえ労資協調でいくら会社側にコマを